介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

介護給付費算定に係る体制(介護報酬加算等)に関する情報は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画の作成や介護報酬の審査・支払いの際に必要な情報であり、これらの適用を受け介護報酬を算定するためには、事前の届出が必要となります。

〇 サービス別の届出窓口等

₩.	一ビス種別	届出先	算定時期
訪問介護 (訪問型介護予防サービス・訪問型生活援助サービス) 訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護) 訪問看護 (介護予防訪問看護)		- 介護事業者課 - 06-4309-3318	届出が受理された日が 15日以前→翌月から 16日以降→翌々月から 算定可能
※ 緊急時(介護予防)訪問看護加算は受理日から算定 福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与) 訪問リハピリテーション (介護予防訪問リハピリテーション) 通所介護 (通所型介護予防サービス・通所型短時間サービス)			
地域密着型通所介護(通所型介護予防サービス・通所型短時間サービス) 居宅介護支援 通所リハビリテーション 病院・診療所			
(介護予防通所リハビリテーション) 特定施設入居者生活介護	介護老人保健施設(みなし事業所)	- 法人·高齢者施設課 06-4309-3315	
(介護予防特定施設入居者生活介語 短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)	単独型	介護事業者課 06-4309-3318	무비ᅔᅈᅖᆝᆉᄀᄆᄿᄛᅷᄀ
(= Up = = = + M A = ++	(地域密着型特別養護老人ホーム含む) 特別養護老人ホーム・特定施設併設型	- 法人・高齢者施設課	届出を受理した日が属する 月の翌月 (届出を受理した日が月の
短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護)	介護老人保健施設 介護療養型医療施設 (みなし事業所)	06-4309-3315	初日である場合は当該月)
	その他	介護事業者課 06-4309-3318	

- *届出に際しては、電話で予約の上、持参してください。(郵送での受付はできません)
- * 令和2年度より介護事業者課担当となった地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、 夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防支援)については介 護事業者課ウェブサイト内の「地域密着型サービス加算届(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介 護以外)」よりご覧ください。

(注)<u>介護職員等処遇改善加算</u>を新たに算定する場合は、上記にかかわらず、<u>前々月末日</u>までに届出を完了する必要があります。(例 8月1日から算定する場合 6月末日までに届出)

通所介護・通所型介護予防サービス

1-1 施設等区分(通所介護)

区分	基準
通常規模型事業所	ロ 通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準
	(1) イ(1)に該当しない事業所であって、前年度の 1 月当たりの平均利用延人員数が 750人以内
	の指定通所介護事業所であること。
	(2) イ(2) に該当するものであること。
大規模型事業所(I)	ハ 大規模型通所介護費(I)を算定すべき指定通所介護の施設基準
	(1) イ(1)及び口(1)に該当しない事業所であって、前年度の1月当たりの平均利用延人員数が90
	0人以内の指定通所介護事業所であること。
	(2) イ(2)に該当するものであること。
大規模型事業所(Ⅱ)	ニ 大規模型通所介護費(Ⅱ)を算定すべき指定通所介護の施設基準
	(1) イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に該当しない指定通所介護事業所であること。⇒ 900人超
	(2) イ(2)に該当するものであること。
療養通所介護事業所	ホ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準
	(1) 指定療養通所介護事業所であること。
	(2) 指定居宅サービス基準第 105 条の 4 に定める看護職員又は介護職員の員数を置いているこ
	と。

※ 定員を概ね25%以上変更する場合は、定員変更の届出の他に規模の変更の届出が必要となる場合がありますので 注意してください。

1-2 規模変更

	増減の有無	再計算	規模変更の届出
前年度定員から概ね25%の増減 (通所介護)	あり	必要	規模が変更となる場合⇒届出要 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定における体制状況一覧表(通所介護) ③算定区分確認表 規模が変更とならない場合⇒届出不要
	なし	不要	届出不要

2 加 算

項目	必 要 書 類
LIFE への登録	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
(通所介護・通所型介護予防サービス)	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所介護)
	③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所型介護予防サービス)
時間延長サービス体制	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
(通所介護)	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所介護)
	③運営規程
高齢者虐待防止措置実施の有	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
無	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所介護)
(通所介護・通所型介護予防サービス)	③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所型介護予防サービス)
業務継続計画策定の有無	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
(通所介護・通所型介護予防サービス)	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所介護)
	③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所型介護予防サービス)

入浴介助加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	
(通所介護)	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所介護)	
	③運営規程	
	④平面図	
中重度者ケア体制加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	
(通所介護)	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所介護)	
	③中重度ケア体制加算に係る届出書(別紙22)	
	④利用者の割合に関する計算書(別紙22-2)	
	⑤資格者証(写)	
	⑥勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業員全員分で作成)※1	
生活機能向上連携加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	
(通所介護・通所型介護予防サービス)	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所介護)	
	③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所型介護予防サービス)	
	④訪問リハビリステーション事業所、通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを	
	実施している医療提供施設と連携していることが分かる契約書等(協定書を含む)の写し	
	(原本証明要)	
個別機能訓練加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	
(通所介護)	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所介護)	
	③資格者証(写)	
	④勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成)※1	
ADL維持等加算の(申出)有無	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	
(通所介護)	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所介護)	
認知症加算 (通所介護)	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	
	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所介護)	
	③認知症加算に係る届出書(別紙23)	
	④利用者の割合に関す計算書(別紙23-2)	
	⑤研修修了証(写)	
	⑥勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業員全員分で作成)※1	
若年性認知症利用者受入加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	
(通所介護・通所型介護予防サービ	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所介護)	
ス)	③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (通所型介護予防サービス)	
栄養アセスメント・栄養改善加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	
(通所介護・通所型介護予防サービス)	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所介護)	
	③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所型介護予防サービス)	
	④資格者証(写)	
	⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成)※1	
	⑥他事業所、医療機関又は栄養ケアステーションとの連携をしていることが分かる契約書	
	等(写)(原本証明)※外部連携の場合のみ	
口腔機能向上加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	
(通所介護・通所型介護予防サービス)	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所介護)	
	③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所型介護予防サービス)	
	④資格者証(写)	
	⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成)※1	
科学的介護推進体制加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	
(通所介護・通所型介護予防サービス)	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所介護)	
	③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所型介護予防サービス)	

サービス提供体制強化加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	
(通所介護・通所型介護予防サービス)	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所介護)	
	③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所型介護予防サービス)	
	④サービス提供体制強化加算に関する届出書(通所介護)(別紙14-3)	
	⑤誓約書(サービス提供体制強化加算用)	
一体的サービス提供加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	
(通所型介護予防サービス)	②介護給付費算定に係る体制状況一覧表(通所型介護予防サービス)	
生活機能向上グループ活動加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	
(通所型介護予防サービス)	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所型介護予防サービス)	
	③資格者証(写)	
	④勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成)※1	
介護職員等処遇改善加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	
(通所介護・通所型介護予防サービス)	②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所介護)	
	③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所型介護予防サービス)	
	④介護職員等処遇改善加算計画書一式	

※介護職員等処遇改善加算の届出についての必要書類および記載例は、別途「介護職員等処遇改善加算の届出 について」をご参照ください。

※1 通所型短時間サービスの指定を受けていて一体的に事業所を運営されている場合、通所介護及び通所型介護予防サービスの勤務形態一覧表に加えて通所型短時間サービスの勤務形態一覧表が別途必要です。